

岩手保健医療大学学則

(平成 27 年 10 月 7 日制定)
(令和元年 7 月 24 日改定)
(令和 3 年 1 月 27 日改定)
(令和 3 年 5 月 26 日改定)
(令和 4 年 11 月 30 日改定)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 2 条の 2)
- 第 2 章 組織 (第 3 条・第 4 条)
- 第 3 章 職員組織 (第 5 条—第 7 条)
- 第 4 章 教授会等 (第 8 条・第 9 条)
- 第 5 章 学年、学期及び休業日 (第 10 条—第 12 条)
- 第 6 章 修業年限及び在学年限 (第 13 条・第 14 条)
- 第 7 章 入学、休学及び退学等 (第 15 条—第 29 条)
- 第 8 章 教育課程及び履修方法等 (第 30 条—第 39 条)
- 第 9 章 卒業及び学位 (第 40 条・第 41 条)
- 第 10 章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び外国人留学生 (第 42 条—第 45 条)
- 第 11 章 入学金及び授業料等 (第 46 条)
- 第 12 章 賞罰 (第 47 条・第 48 条)
- 第 13 章 公開講座等 (第 49 条)
- 第 14 章 雑則 (第 50 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 岩手保健医療大学 (以下「本学」という。) は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 2 条の 2 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本学における研修及び研究を組織的に実施する。

第 2 章 組織

(学部、学科及び入学定員等)

第 3 条 本学に看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	80 名	320 名

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員組織

(職員の種類)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、前項のほか、学長補佐を置くことができる。

(教員組織)

第6条 本学に教育研究上の目的を達成するため、教員組織として専門領域を置く。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会等

(教授会)

第8条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第11条 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 在学期間は、通算して8年を超えることができない。

2 編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第17条 本学への入学を志願する者は、本学所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第20条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第21条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第22条 第26条及び第28条の規定により本学を退学した者で、本学に再び入学を志願する者は、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学、再入学の修業年限等)

第23条 第20条、第21条及び第22条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第24条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第26条 学生が他の大学へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第27条 学生が外国の大学に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第28条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第29条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

(1) 第14条に規定する在学年限を超えたとき。

(2) 第24条第4項に規定する休学期間を超えたとき。

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。

(4) 行方不明の者及び死亡した者

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修単位)

第31条 学生は、別表1に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって

1 単位とする。

(1年間の授業時間)

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第35条 授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第36条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第20条、第21条及び第22条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第39条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 第13条の修業年限以上在学し、第31条に定める単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位)

第41条 卒業を認められた者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者がある

ときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他大学の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条の2 本学において聴講を志願する者がいるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学において特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第46条 入学検定料及び学費(入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費をいう。)の額は、別表2のとおりとする。

2 第42条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、登録料及び科目等履修料の額は、別表3のとおりとする。

3 第43条第1項及び第2項に規定する特別聴講学生が納める聴講料の額は、別表4のとおりとする。

4 第43条の2第1項に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表5のとおりとする。

5 第44条に規定する研究生が納める入学金、登録料及び研究指導料の額は、別表6のとおりとする。

6 前各号の納入方法等必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座等

(公開講座)

第49条 地域における健康と福祉の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座を実施する場合に教材費等の開催経費を徴する場合がある。

第14章 改廃等

(改廃)

第50条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

(細則)

第51条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和元年8月1日から施行する。

(岩手保健医療大学学則の一部改正に伴う経過措置)

2 第46条第1項(入学検定料及び学費)の規定は、令和元年度以前の入学者については、なお、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(岩手保健医療大学学則の一部改正に伴う経過措置)

2 第30条第2項(授業科目)の別表1、第31条(履修単位)及び第35条(学修の評価)の規定は、令和4年4月1日以後の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和5年1月1日から施行する。

別表 1 (第 30 条第 2 項、第 31 条関係)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		卒業要件	
			必修	選択		
基礎科目	思考の基礎と方法	ケア・スピリット論 I (倫理のあり方)	1 前	2		※2
		英語 I (基礎)	1 後	2		
		英語 II (応用)	2 後	2		
		医療英語	4 後		1	
		情報リテラシー	1 前	2		
		調査と統計	3 後	2		
		環境生態学	1 前		1	
		基礎ゼミナール	1 通	2		
		健康とスポーツ	2 通		2	
		看護の基礎化学	1 前	1		
		看護の基礎物理	1 前		1	
		看護の基礎数理	1 前		1	
		看護の基礎生物	1 前		1	
		自己・他者の理解	対人コミュニケーション	人間関係	1 前	
人間と心理	1 前			1		
人間の生と死	2 後			1		
比較文化論	2 後				1	
生活・社会の理解	人間と文化			2 後	1	
みちのくの文化	2 後	1				
家族とジェンダー	2 前	1				
日本国憲法	1 前		2			
社会と福祉	1 前	1				
専門基礎科目	健康の理解	生化学	1 前	1		必修 24 単位 選択 1 単位以上
		形態機能学 I (解剖学)	1 前	2		
		形態機能学 II (生理学)	1 前	2		
		病態生理学	1 後	2		
		疾病治療論 I (内科学)	1 後	2		
		疾病治療論 II (外科学)	2 前	2		
		疾病治療論 III (母性)	2 前	1		
		疾病治療論 IV (小児)	2 前	1		
		メンタルヘルス論	1 後		1	
		感染免疫学	1 後	2		
		生涯発達論	1 前	1		
		臨床栄養学	2 前	1		
		臨床薬理学	2 前	1		
		保健と環境の理解	ヘルスプロモーション論	チームケア論	2 後	
	ボランティア論			3 前		1
	公衆衛生学			2 後	1	
	疫学・保健統計 I (基礎的知識)			3 前	2	
保健医療福祉行政論 I (基礎的知識)	3 前			2		

専門科目	基盤の理解	看護学概論	1 前	2	
		早期体験実習	1 前	1	
		基礎看護援助論	1 前	2	
		生活援助技術論	1 後	2	
		看護理論	1 後	1	
		ヘルスアセスメント	1 後	1	
		生活援助実習	1 後	1	
		療養援助技術論	2 前	2	
		看護過程論	2 前	1	
		ケア・スピリット論Ⅱ（看護倫理のあり方）	2 後	1	
		療養援助実習	2 前	2	
	家族看護論	2 後	1		
	実践の理解	地域・在宅看護学概論	2 後	2	必修 61 単位
		地域・在宅看護援助論	3 前	2	
		地域・在宅看護技術論	4 前	1	
		保健医療福祉連携論	3 前	1	
		地域・在宅看護学実習Ⅰ	3 前	1	
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	4 前	2	
		成人看護学概論	1 後	1	
		成人看護援助論	2 前	1	
		慢性期看護論	2 前	2	
		急性期看護論	2 後	2	
		成人看護学実習	3 通	4	
		老年看護学概論	1 後	1	
		老年看護援助論	2 前	2	
		老年看護技術論	2 後	1	
		老年看護学実習	3 通	3	
		母性看護学概論	1 後	1	
		母性看護援助論	2 前	2	
		母性看護技術論	2 後	1	
		母性看護学実習	3 通	2	
		小児看護学概論	1 後	1	
		小児看護援助論	2 前	2	
小児看護技術論		2 後	1		
小児看護学実習	3 通	2			
精神看護学概論	1 後	1			
精神看護援助論	2 前	2			
精神看護技術論	2 後	1			
精神看護学実習	3 通	2			

専門科目	公衆衛生看護の理解	公衆衛生看護学概論	3 前		2	※1
		公衆衛生看護方法論	3 後		2	※1
		公衆衛生看護活動論Ⅰ（ライフサイクル別）	3 前		1	※1
		公衆衛生看護活動論Ⅱ（問題・課題別）	3 前		1	※1
		公衆衛生看護管理論	3 後		1	※1
		疫学・保健統計Ⅱ（分析・評価）	3 後		1	※1
		保健医療福祉行政論Ⅱ（実践・演習）	4 前		2	※1
		公衆衛生看護学実習	4 通		5	※1
	看護の統合の理解	エンドオブライフケア論	3 後	1		必修12単位 選択3単位以上
		災害看護論	4 前	2		
		感染看護論	4 前		1	
		看護教育論	3 後		1	
		看護管理論	4 前	1		
		実践看護論	4 後		1	
		国際看護論	4 後		1	
		ケア・スピリット論Ⅲ（臨床倫理のあり方）	4 後	1		
		がん看護論	3 前		1	
		認知症ケア論	4 前		1	
		実践看護学特論	4 通	1		
		看護研究方法論	3 後	1		
総合実習	4 後	3				
卒業研究ゼミナールⅠ（研究計画）	4 通	2				
卒業研究ゼミナールⅡ（研究実施）	4 後		2			
合計（104科目）		—	118	36	124 単位以上	

※1 は保健師課程選択学生のみが開講科目（保健師課程選択学生は必修科目）

※2 は保健師課程を選択する予定の学生で、養護教諭二種免許取得を希望する場合は必修科目

別表2（第46条第1項関係）

区	分	金額（円）
学 部	入 学 検 定 料	30,000
	入 学 金	250,000
	授 業 料	900,000
	施 設 設 備 費	250,000
	実 験 実 習 費	200,000

別表3（第46条第2項関係）

区	分	金額（円）
科 目 等 履 修 生	入 学 検 定 料	10,000
	登 録 料	15,000
	科 目 等 履 修 料	1単位につき 15,000

別表4（第46条第3項関係）

区	分	金額（円）
特 別 聴 講 学 生	聴 講 料	1単位につき 15,000

別表5（第46条第4項関係）

区	分	金額（円）
聴 講 生	入 学 検 定 料	8,000
	入 学 金	10,000
	聴 講 料	1単位につき 10,000

※ 単位は認定されない。

別表6（第46条第5項関係）

区	分	金額（円）
研 究 生	入 学 金	15,000
	登 録 料	30,000
	研 究 指 導 料	月額 20,000

（注） 別表3～6については、実験実習等に要する費用を除く。